

第3回赤穂市特別職報酬等審議会会議録

1 日 時 平成30年11月27日(火) 14:28～14:43

2 場 所 赤穂市役所6階 第2委員会室

3 出席者

- (1) 会 長 加藤 明
会長職務代理 前田 護
委 員 大木 善夫、井上 昭彦、山本 真一、眞殿 としみ、
田端 智孝、家根 次代、寺田 榮治
- (2) 事務局 尾崎総務部長、平野人事課長、山口人事係長、庵原主査

4 会議の概要

- (1) 開 会
(2) 会長あいさつ
(3) パブリックコメントの実施結果
(4) 答申(案)について
(5) その他
(6) 閉 会

事務局 定刻より少し前ではございますが、皆さんお集まり頂いておりますので、ただ今から第3回赤穂市特別職報酬等審議会を開催いたします。議事に入ります前に、本日、岩崎委員さんより所要のため欠席する旨のご連絡がありましたので、ご報告させていただきます。

それでは、本日の進行につきまして、加藤会長よりよろしくお願い致します。

会 長 皆さん、こんにちは。

(一同挨拶)

会 長 8月末以来の開催となりましたが、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠に有難うございます。

本日は、前回の協議結果を踏まえて事務局においてパブリックコメントを実施していただきましたので、その結果報告と、最終的に市長への答申を決定していきたいと思っております。

委員の皆様のご意見をお願いしたいと思っております。どうぞ、よろしくお願い致します。

それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

はじめに、事務局からパブリックコメントの実施結果について、説明をお願い致します。

事務局 第2回審議会の協議結果に基づきまして、10月10日から11月9日までの1ヵ月間、パブリックコメントを実施しました。

ホームページへの資料の掲載のほか、各地区公民館及び市役所内におきまして、紙にて資料の閲覧という形で実施しました。結果につきましては、パブリックコメントのご意見はありませんでした。以上でございます。

会 長 事務局からの説明のとおりパブリックコメントについて特に意見がなかったということですが、この件について、何かご質問等があればお願い致します。

パブリックコメントの期間は何日間でしたか。

事務局 31日間の1ヵ月です。

会 長 皆さん、よろしいでしょうか。特にないようですので、次に進めます。

答申（案）について、事前にお配りしておりますので、ご覧いただいていると思いますが、改めて事務局より説明していただき、その内容について、何かございましたら、ご意見をお願いしたいと思います。

事務局 それでは、当審議会でのご意見を踏まえての答申（案）を事前に作成させていただきましたので、読み上げさせていただきますと説明とさせていただきます。

お手元の答申書をめくって頂きまして、1から読み上げます。

1 給料及び報酬の額、市長、副市長及び教育長の給料並びに議会の議長、副議長及び議員の報酬の額は、現行の額を据え置くことが適当である。

2 期末手当の支給月数、市長、副市長及び教育長並びに議会の議長、副議長及び議員の期末手当の支給月数は、現行のとおり一般職（人事院勧告）に準じることが適当である。

3 答申の理由（1）審議の背景及び経過、現行の特別職の報酬等は平成26年4月1日に改定され現在に至っている。

この間、我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかに回復が続いているとされる一方で、東日本大震災や熊本地震をはじめ全国各地で相次ぐ自然災害への対応や海外経済の不確実性の高まり、平成31年10月からの消費税率の引き上げなどによる景気の下振れリスクに留意する必要があるとされている。

このような中、本市においても少子高齢化に伴う人口減少問題など社会経済情勢の変化にも柔軟かつ適切に対応し、市民サービスの向上と健全な財政構造の構築に努める責務があり、それら重要施策を決定し推進する立場にある特別職の職責は極めて重要になっている中、特別職の報

酬等について適正な水準を検討する必要があるとして、平成30年8月1日付で市長から本審議会に対し、特別職の給料及び報酬並びに期末手当について諮問があった。

本審議会では市長の諮問を受け、赤穂市の財政状況をはじめ、県下各市及び類似団体における各職の給料、報酬及び改定等の状況、一般職の給料改定状況等を参考にしながら、さらには市民感情なども踏まえた様々な角度から厳正・公正な立場から慎重に審議を行い、パブリックコメントの実施を経て、上記のとおり結論を得たものである。

(2) 給料及び報酬の額、本審議会では、特別職の給料及び報酬を審議するにあたり、現在市長等三役が自主的に行っている減額措置（市長10%、副市長及び教育長5%）は、本市の厳しい財政状況を反映しているものとして参考とするが、協議は条例に規定する額で行うことを基本とした上、主に下記の意見が開陳され、協議の結果、市長、副市長及び教育長の給料並びに議長、副議長及び議員の報酬については、据え置くことが適当であるとの結論を得た。

①今回改正案を検討するにあたっては、人事院（国）による勧告は方向性を考えるうえで参考とすべきであり、一般職の月例給の勧告率は、前回改定後の平成26年度から4年続けて微増となっている。しかしながら、一般職に対する勧告内容を特別職にそのまま適用する必要はない。

②赤穂市の財政状況、他市の改定状況、他市の各職の給料（報酬）月額との比較等を総合的に考えれば、給料（報酬）月額を引き上げる状況ではなく、むしろ市民感情としては微減が良い。

③人事院勧告のほか最低賃金もプラス改定されるなど社会全体の賃金の状況は上昇傾向にあるが、現在の赤穂市の財政状況は先行き不透明なところもあり報酬の引き上げは考えられないし、各職とも他市との相对比较をはじめ、社会状況などを総合的に考えれば据え置きで良い。

④最近の人事院勧告はプラス改定であるが、特別職はこの間も据え置いてきたことを考えれば実質減であり、今回も据え置くことが適当ではないか。

(3) 期末手当の支給月数、市長、副市長及び教育長並びに議長、副議長及び議員の期末手当の支給月数は、下記のとおり意見が開陳され、協議の結果、現行のとおり一般職（人事院勧告）に準じることが適当であるとの結論を得た。

①30年度の人事院勧告では、期末手当は現行の4.40月から0.05月増の4.45月への勧告が行われたが、いくら人事院勧告とはいえ増額改定は市民感情として受け入れられない。

②今回（平成31年4月）改正案を検討するにあたっては、人事院（国）による勧告は方向性を考えるうえで参考とすべきであるが、給料と同様

据え置きで良いのではないか。

③人事院勧告は一般職への勧告であり、特別職に適用すべきか疑問である。

④30年度の人事院勧告は0.05月の増であったが、来年度以降は下がる可能性も有り、現行の支給月数に据え置きとなれば相当の根拠が必要である。全国の民間企業について根拠を持って調査した人事院の勧告内容に今後も合わせた方が説明がしやすいのではないか。

⑤支給率は変動することを考えれば、これまでどおり人事院勧告に準拠することが適当である。

4おわりに（付帯意見）、以上のとおり、本答申は、各般にわたる角度から厳正、公正な見地に立って慎重に審議を重ねた結果、全会一致をもって決定したところであるが、審議の過程において委員各位から出された意見を十分に認識され、本答申を尊重されることを要望する。

最後に、本市においては、少子高齢化に伴う人口減少問題をはじめ多くの課題が山積する中、安全安心で活力のあるまちづくりや、子育て支援等将来への希望が持てる人づくり、地域づくりを推進していかなければならない。市政の舵取り役である市長をはじめとする各職は、その職責の重要性と市民の期待の大きさを十分に認識され、赤穂市の発展と市民福祉の向上のため、その能力をいかに発揮されることを切望するものである。以上でございます。

会 長 答申（案）について何かご意見がありますでしょうか。

委 員 私は、この案で結構かと思えます。

会 長 他にないでしょうか。

委 員 （3）の期末手当のところだけ「平成」との記載がないので、他の記載と同じように「平成」を入れた方がよいと思えます。
内容については、これでよいと思えます。

事務局 （3）の①と④のところですね。わかりました。

会 長 他にございませんか。
それでは、他にご意見ないようですので、この内容でもって答申とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 （異議なしの声）

事務局 先ほど●●委員からありましたように、内容の変更はしませんが、簡易な見直しをさせていただくことがあるかと思います。その点については、事務局の方に一任して頂きまして、会長にご了解を得て、最終的に市長へ提出させていただくという事で、ご了承いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

会 長 事務局の方で、微調整して頂くという事でよろしいでしょうか。

(はいの声)

会 長 それでは、よろしくお願ひします。
今後のことについて、市長への答申は、どうなりますか。

事務局 できれば会長と職務代理のお二人で市長に答申書を渡していただければと考えております。

渡していただく日程ですが、議会日程との関係もありますので、その点を考慮し、行いたいと思ひますがよろしいでしょうか。

会 長 具体的にはいつがよろしいでしょうか。

事務局 市長の日程を確認しておりますのは、12月11日あたりで時間が取れますので、会長と職務代理のお二人の時間を調整頂ければと思ひます。

会 長 わかりました。それでは、12月11日あたりで、私と前田委員の2人で市長に答申書をお渡しするという事で、よろしいでしょうか。

では、そういう形で進めさせて頂きます。

それでは、これで、審議内容は以上となります。これまで3回の審議ありがとうございました。会長としまして一言ご挨拶をさせて頂きます、

8月1日に市長より諮問を受けまして、本日無事に答申をまとめることができました。

特に第2回の会議では、皆さんからお一人ずつご意見を頂戴するなど、非常に充実した、有意義な議論のもと、審議会の総意として適切、妥当な結論が得られたものと思っております。

皆さんからいただきましたご意見につきましては、市長への答申の中にも盛り込まれておりますので、市長に対しても今後の参考には是非していただきたい旨伝えたいと思ひます。

最後になりましたが、円滑な議事進行にご協力をいただき、改めて

この場をお借りし、厚くお礼申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。